

# 令和4年度 共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書

## (共同生活援助事業)

### 第1 基本方針

共同生活援助事業所ぴあは、開設から20年が経過し、ご利用者の意思や尊厳などを踏まえた上で、地域生活の拠点となるグループホームは、更に自己実現に向けて適正な運営に努めます。

今年度もご利用者の意思決定を基本とした支援サービスの提供を基本として、地域との結びつきを重視した取組みを更に推進するとともに、ご利用者一人ひとりが地域社会において、豊かで潤いのある生活が出来るよう事業運営に努めます。

また、ご利用者が安心かつ安全に地域で生活するうえでは、特に新型コロナウイルス等の感染症対策が必要不可欠なことから、引き続き適正な感染予防対策の徹底を図ります。

つきましては、令和4年度の重点項目を以下のとおり進めます。

#### 1 感染症予防対策の強化

ご利用者が地域において安心かつ安全に生活をしていくために、新型コロナウイルス等の感染症に対する基本的な予防対策と健康管理の徹底を図るとともに、集団感染を防ぐために必要な衛生管理対策を強化します。

#### 2 生きがい支援の充実

新型コロナウイルスの影響などにより、ご利用者が楽しみにしている各種イベントや行事等の参加について中止や縮小、延期などが続いていることから、ご利用者一人ひとりが日々の生活に潤いや生きがいを持てるよう個々の意思決定や日常生活の様々な状況に併せて、ご利用者の意向に沿った支援サービスの提供に努めます。

#### 3 食事提供体制の再構築

毎日の食事提供について、近年のご利用者の生活スタイルの変化に合わせて、適切なメニュー及び食事時間の設定を進めるとともに、緊急時における安定的な食事提供体制の検討を進めます。

#### 4 虐待防止と権利擁護の推進

グループホーム内における虐待防止や権利擁護を更に推進するために、会議やミーティング等において定期的に虐待防止や障害者差別解消法などの情報提供と法令順守に努めるとともに、関係する研修会への参加を促進します。

#### 5 高齢ご利用者対策

高齢のご利用者で身体機能の低下が著しい方については、定期的に日常生活動作などの確認を行い地域生活の継続・評価を行います。なお、地域生活の継続が困難または事故等のリスクが高いと判断されるご利用者については、必要に応じて適切な居住支援サービスへの移行に向け、関係機関と緊密に連携のうえ適切な対応に努めます。

#### 6 チームワークの強化と人材育成

働きやすい職場環境の構築を目指し、職種間のミーティング時間の拡充やコミュニケーションに必要な各種研修会の参加を促進するとともに、ワークライフバランスに配慮した働き方を推進します。

## 第2 組織と利用者状況

### 1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制で進めます。

#### (1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

#### (2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

#### (3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

#### (4) 職員配置状況（令和4年4月1日現在）

区分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男性	1	1 (1)	5	( 5)		7 ( 5)
女性			9	13 ( 9)	(3)	22 (12)
計	1	1 (1)	14	13 (14)	(3)	29 (17)

※ ( ) は兼務職員

### 2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議 (サービス管理責任者、生活支援員、世話人)
- ・ ケース会議 (支援係担当者)
- ・ 生活委員会 (支援係担当者 ※ご利用者代表)
- ・ 防犯・防災対策委員会 (支援係担当者)
- ・ 虐待防止委員会 (支援係担当者)
- ・ 衛生管理委員会 (支援係担当者)

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会 (随時)
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加 (随時)
- ・ 研究調査・ケース研究 (随時)

### 3 ご利用者の状況（令和4年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区分	ぴあ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおば	ひかり	合計
男性	7	4			1		6	4	22
女性			6	6	3	4			19
計	7	4	6	6	4	4	6	4	41

(2) 障害支援区分等

区 分	障がい程度			障害支援区分							
	A	B	計	非該当	1	2	3	4	5	6	計
男 性	5	17	22	0	0	2	13	6	0	1	22
女 性	5	14	19	0	0	1	9	5	4	0	19
計	10	31	41	0	0	3	22	11	4	1	41

(3) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最少 年齢	平 均
男 性	1	1	2	5	7	2	4	76歳	19歳	52.8歳
女 性	0	0	0	2	9	6	2	73歳	41歳	58.9歳
計	0	1	3	8	15	9	5			55.8歳

(4) 障がい別

区	てんかん	自閉傾向	統合 失調症	身体 障がい	ダウン症	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	内部疾患	体幹機能	強度行動 障がい	心因反応	その他
男 性	2		4				2					
女 性	4		4	2		1						
計	6		8	2		1	2					

### 第3 事業と運営方針

#### 1 事業の内容

(1) 共同生活援助事業 定員42名

共同生活住居8ホーム、サテライト型1カ所

#### 2 運営方針

(1) 事務部門

項 目	事業内容	具体的な内容
事業運営	事業運営の安定・強化	事業運営が安定かつ効果的なものとなるよう、入居率の維持に努めるとともに各種請求事務を適正に行います。また、予算執行、在庫管理等において倏約と節制に努めます。
	人材の確保及び定着に向けた対応	グループホームの世話人は、近年確保が困難な職種となってきたことから、年間を通してチラシや SNS などを活用した求人活動を継続的に進めるとともに、更に幅広い人材を確保するために勤務時間や業務内容等の見直しを行い、働きやすい職場環境の構築に努めます。
	高齢ご利用者の対応と新規ご利用者の獲得	高齢のご利用者で身体機能の低下が著しい方については、サービス等の変更なども踏まえ、必要に応じて適切な居住支援サービスの変更を行います。また、新規ご利用者獲得のため、引き続き近隣の高等養護学校訪問等のアプローチを継続します。
	食事提供の質の向上	献立表に基づき、適正な栄養管理と健康維持増進のための助言や対応に努めます。また、治療食、特別食については、個別支援計画に基づき、世話人、支援員、医療機関等が連携をとりながら適

事業運営		切に食事提供を行います。
施設等保全管理		定期的な建物内外の点検をとおして、必要に応じて修繕や改修を行います。特に、開設から長期間が経過し、経年劣化や改修等が必要な箇所については、計画的に対応します。
職員・ご利用者の健康管理		年2回（職員は年1回）、定期健康診断及び生活習慣病予防健診を実施するとともに、異常等があれば早期に通院等の対応を行います。また、職員の健全な心身の維持・向上のため、個々の業務量等に配慮するとともに、活気ある職場づくりに向けて各職員の業務に対する意識改革に努めます。
防災・防犯体制の整備		火災や大規模な自然災害を想定した避難訓練を計画的に実施し、ご利用者及び職員の意識の向上に努めます。また、非常食の見直しや更新、防犯体制などの点検や確認をとおして、ご利用者が安心して生活できる環境構築を進めます。

## (2) 生活支援部門

生活支援サービス	個別支援と生活支援体制の充実	個別支援計画に基づき、一人ひとりの障がい特性やニーズを考慮した適切な支援サービスの提供に努めます。
	健康支援の強化	日々のバイタルサイン、体重、口腔、皮膚、精神状態などの把握に努め、体調の変化や異常に対して早期発見と治療が出来るよう関係機関と連携し対応します。
	関係機関との連携	就労支援施設や企業実習先、町社会福祉協議会、自立支援協議会等の関係機関と協力して支援を行います。
生きがい社会参加	権利擁護の推進と虐待防止	定期的に虐待防止委員会を開催し、ご利用者の人格と人権を尊重した支援サービスの構築と虐待に対する意識をさらに深めるための取り組みを推進します。
	企業実習及び日中活動支援の充実	企業実習または日中活動先へ継続的に通うことが出来るよう、定期的な訪問と連絡の徹底に努めます。
	家族との連携強化	感染症対策等により、ご利用者とご家族との交流の機会が不足していることを踏まえ、ご家族との情報共有や交流方法等の在り方について検討し再構築を図ります。
保健衛生	感染症対策	新型コロナウイルスなどの感染症対策として、日頃から衛生管理を徹底するとともに、必要に応じてPCR検査や簡易抗原検査キットを用いた感染リスクの軽減に努めます。
食事提供	食事サービスの提供	栄養士が作成した献立表に基づき、朝食及び夕食について世話人とご利用者が共同で調理を行い、良好な人間関係の構築と家庭的な生活環境の提供に努めます。
家族会	家族会の事務局支援	家族会と連携して、各種事業が円滑に運営出来るように支援を行います。
地域移行	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、地域生活に必要なスキルアップの取り組みなどを適切に支援します。

# 令和4年度 共同生活援助事業所 びあ 組織機構図

令和4年4月1日現在  
職員等：16名  
世話人：12名

